五、合資会社琉球テレビサービスほか三十五名に対する件

昭和四十九年（排）第十六号

排除命令

沖縄県那覇市牧志町一丁目七百七十八番地
合資会社　琉球テレビサービス
右代表者　代表社員　新城猛男

沖縄県那覇市壺屋町二百四十五番地
株式会社　渡電化
右代表者　代表取締役　渡嘉敷進

沖縄県浦添市字安波茶三百九十九番地
第一家電株式会社
右代表者　代表取締役　古謝侑彦

沖縄県宜野湾市字普天間百六十三番地
瀬名波電気株式会社
右代表者　代表取締役　瀬名波正眞

沖縄県那覇市字国場五百十二番地
ワタリ電機こと　渡　慶　次　明

沖縄県那覇市首里儀保町二丁目八番地
首里図南こと　銘　苅　清　典

沖縄県那覇市首里汀良町三丁目三十六番地
松島テレビ店こと　松　島　良　喜

沖縄県那覇市牧志町一丁目六百七十二番地
みどり電化センターこと　新　垣　伸　弘

沖縄県那覇市字大道三百八十五番地の二
沖電気商会こと　大　城　宇　次　郎

沖縄県那覇市安謝百四番地
セイコー電気店こと　當　眞　嗣　淳

沖縄県那覇市字与儀五百五十五番地
仲宗根電化こと　仲宗根幸雄

沖縄県那覇市首里平良町二丁目三十二番地
マルナカ電化ストアーこと　仲門用孝

沖縄県那覇市字松川二百六十四番地
盛商電気こと　湊川盛松

沖縄県那覇市字大道六十五番地
上原電子こと　上原浩一

沖縄県那覇市若狭町二丁目十二番地の八
マキナ電気店こと　眞境名清亀

沖縄県那覇市若狭町二丁目二十九番地
若狭電気商事こと　古波蔵和夫

沖縄県那覇市辻二丁目四番地の十
比嘉電気商会こと　比嘉洋吉

沖縄県那覇市字安里四百二十六番地
国仲電器こと　國仲恵徳

沖縄県那覇市字大道二百十二番地の三十五
藤電気こと　宇茂佐藤雄

沖縄県那覇市字大道百七十番地
小渡テレビ店こと　小渡常雄

沖縄県那覇市牧志町一丁目八百四番地
池間電器こと　池間巌

沖縄県那覇市字高良七十三番地の一
照屋ラジオ店こと　照屋明

沖縄県那覇市字古波蔵三百九十三番地の十一
東亜電化ストアーこと　座覇政録

沖縄県那覇市首里平良町一丁目十三番地
新川電気店こと　新川秀徳

沖縄県那覇市字松川四百四十五番地の四
大新電器店こと　大城洋三

沖縄県石川市字石川二百六十九番地
渡ヶ次ラジオ店こと　渡慶次武儀

沖縄県宜野湾市字新城四百番地
英電化ストアーこと　玉那覇英一

沖縄県沖縄市字上地三百七十九番地
羽地電器こと　羽地朝有

沖縄県沖縄市字胡屋百三十五番地
ゴヤ電化こと　吉田淳雄

沖縄県沖縄市字胡屋千三百五十三番地
玉城電化こと　玉城亀雄

沖縄県沖縄市字上地三百十二番地
中部家電こと　宇座徳仁

沖縄県沖縄市字諸見里二百八十九番地
ハマデンこと　浜里盛次郎

沖縄県国頭郡宜野座村字惣慶千二百三十七番地
平田電器こと　平田俊雄

沖縄県中頭郡読谷村字波平六十七番地
比嘉電器こと　比嘉清喜

沖縄県中頭郡勝連村字平安名千六百六十一番地
昭和電器こと　上　原　正　幸

沖縄県浦添市字港川二百六十二番地
沖縄東芝商品販売株式会社
右代表者　代表取締役　金　城　金　勝

公正取引委員会は、右の者らに対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第六条第一項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主　文

一　合資会社琉球テレビサービス、株式会社渡電化、第一家電株式会社、瀬名波電気株式会社、ワタリ電機こと渡慶次明、首里図南こと銘苅清典、松島テレビ店こと松島良喜、みどり電化センターこと新垣伸弘、沖電気商会こと大城宇次郎、セイコー電気店こと當眞嗣淳、仲宗根電化こと仲宗根幸雄、マルナカ電化ストアーこと仲門用孝、盛商電気こと湊川盛松、上原電子こと上原浩一、マキナ電気店こと眞境名清亀、若狭電気商事こと古波蔵和夫、比嘉電気商会こと比嘉洋吉、国仲電器こと國仲恵徳、藤電気こと宇茂佐藤雄、小渡テレビ店こと小渡常雄、池間電器こと池間巌、照屋ラジオ店こと照屋明、東亜電化ストアーこと座覇政録、新川電気店こと新川秀徳、大新電器店こと大城洋三、渡ヶ次ラジオ店こと渡慶次武儀、英電化ストアーこと玉那覇英一、羽地電器こと羽地朝有、ゴヤ電化こと吉田淳雄、玉城電化こと玉城亀雄、中部家電こと宇座徳仁、ハマデンこと浜里盛次郎、平田電器こと平田俊雄、比嘉電器こと比嘉清喜、昭和電器こと上原正幸及び沖縄東芝商品販売株式会社は、昭和四十八年十月二十七日及び二十八日の二日間、一

般消費者を対象に、「東芝電子レンジアラカルトフェア」と称して行なった懸賞による景品類の提供が、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」（昭和三十七年公正取引委員会告示第五号）第一項の規定に違反したものである旨をすみやかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。ただし、当委員会が承認できない場合においては、当委員会の指示する方法によらなければならない。

二　右三十六名は、第一項記載の懸賞による景品類の提供の企画に基づく景品類を供与してはならない。

三　右三十六名は、今後一年間、「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項各号のいずれかの方法により景品類の提供を行なうときは、あらかじめ、その旨を当委員会に届け出なければならない。

四　右三十六名は、第一項に基づいて公示を行なったときは、遅滞なく、文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　実

一　合資会社琉球テレビサービス、株式会社渡電化、第一家電株式会社、瀬名波電気株式会社、ワタリ電機こと渡慶次明、首里図南こと銘苅清典、松島テレビ店こと松島良喜、みどり電化センターこと新垣伸弘、沖電気商会こと大城宇次郎、セイコー電気店こと當眞嗣淳、仲宗根電化こと仲宗根幸雄、マルナカ電化ストアーこと仲門用孝、盛商電気こと湊川盛松、上原電子こと上原浩一、マキナ電気店こと眞境名清亀、若狭電気商事こと古波蔵和夫、比嘉電気商会こと比嘉洋吉、国仲電器こと國仲恵徳、藤電気こと宇茂佐藤雄、小渡テレビ店こと小渡常雄、池間電器こと池間巌、照屋ラジオ店こと照屋明、東亜電化ストアーこと座覇政録、新川電気店こと新川秀徳、大新電器店こと大城洋三、渡ヶ次ラジオ店こと渡慶次武儀、英電化ストアーこと玉那覇英一、羽地電器こと羽地朝有、ゴヤ電化こと吉田淳雄、玉城電化こと玉城亀雄、中部家電こと

宇座徳仁、ハマデンこと浜里盛次郎、平田電器こと平田俊雄、比嘉電器こと比嘉清喜及び昭和電器こと上原正幸（以下「琉球テレビサービスほか三十四名」という。）は、それぞれ肩書地に本店又は事業所を置き、主として東京芝浦電気株式会社（以下「東芝」という。）の製造する家庭用電気製品の販売業を営む事業者であり、また、沖縄東芝商品販売株式会社（以下「沖縄東芝」という。）は、肩書地に本店を置き、沖縄県内における東芝製品の発売元として、右琉球テレビサービスほか三十四名らに対し、家庭用電気製品の卸売業を営む事業者である。

二(一)　琉球テレビサービスほか三十四名及び沖縄東芝は、共同して、昭和四十八年十月二十七日及び二十八日の二日間、一般消費者を対象に、那覇市所在のホテルグランドキャッスルにおいて、「東芝電子レンジアラカルトフェア」と称する電子レンジの展示即売会を開催し、電子レンジ（東芝製ＥＲ六〇八、販売価格八万円）の購入の契約をした者の中から、抽せんにより三名を北海道旅行（三泊四日、この経費一人当り約九万円）に招待することを企画し、この企画を実施した。

(二)　琉球テレビサービスほか三十四名及び沖縄東芝の右懸賞に係る取引の価額は八万円であるから、懸賞により提供することができる景品類の価額の最高額は三万円である。したがって、前記北海道旅行招待の価額は、この制限をこえるものである。

法令の適用

前記事実によれば、琉球テレビサービスほか三十四名及び沖縄東芝の行為は、景品表示法第三条の規定に基づく「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」備考第一項第一号に該当する懸賞であって、同制限告示第一項の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

昭和四十九年六月二十一日

公正取引委員会

委員長代理委員　高橋勝好

委員　橋本徳男

委員　呉文二